

所 属	協働推進課
所属長	西田 真弓
電 話	06-6489-6153

関西国際大学と尼崎市は、包括連携協定を締結します

1 概要

尼崎市は、1月22日金曜日に、関西国際大学と包括連携協定を締結します。

同学は本市にキャンパスを置き、これまでも様々な事業において連携・協力した取組を行っている関係にあります。また、同学は、地域団体等と連携した防災・減災の取組や、子ども・子育てに関する取組を積極的に展開されています。

そこで、協定の締結を契機に幅広い分野で相互に協力し、互いの強みを出し合い、まちの課題の解決や地域の一層の活性化、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、より良いまちづくりに向けて一体となって取り組んでいくこととなりました。

今後は締結後の取組第一弾として、防災分野での具体的な連携に向けて協議を進めていきます。



2 期間

協定締結日（令和3年1月22日）から令和4年3月31日まで（1年毎に更新）

3 主な連携内容

- ・誰もが住みやすい地域社会の推進に関する事項
- ・人材の育成、社会人教育、生涯学習の充実に関する事項
- ・地域経済の発展と学生の就業促進に関する事項
- ・防災・減災、防犯、安全・安心に関する事項 ほか、計6項目

4 締結式

と き 令和3年1月22日 金曜日 午後2時30分から午後3時まで
と ころ 尼崎市役所 本庁舎南館2階 市長室
出席者 尼崎市長 稲村和美
関西国際大学 学長 濱名 篤氏

以 上

連携及び協力事項（協定第2条）	想定される具体的取組の例
(1) 誰もが住みやすい地域社会の推進に関する事項	個別課題の解決へ向けた連携協力
(2) 人材の育成、社会人教育、生涯教育の充実に関する事項	大学の各種講座への講師派遣 ・社会人向け講座の広報協力等
(3) 地域経済の発展と学生の就業促進に関する事項	インターンシップの受入れ 学生の就業促進 ・大学内での就職説明会の開催
(4) 防災・減災、防犯、安全・安心に関する事項	防災学習及び災害対応における連携 ・市、学生及び関係機関による防災訓練等の協働実施 ・学生による災害時の避難所の運営補助等 関連する知識・情報の普及促進 ・役所・地域での出前講義支援
(5) 健康増進・スポーツ振興に関する事項	健康増進 ・栄養及び健康講座の実施 スポーツ振興 ・強化クラブ後援会への協力
(6) 共同研究及び広報活動に関する事項	学術・研究 ・共同研究・施策連携等 広報 ・大学案内での撮影協力等 ・尼崎市のPRに関すること

※具体的な検討が進んでいるものではありません。

尼崎市と関西国際大学との包括連携協定書

尼崎市（以下「甲」という。）と関西国際大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、まちづくりにかかる幅広い分野で相互に協力し、互いの強みを出し合い、相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、まちの課題の解決や地域の一層の活性化、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、両者の継続的な発展に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）誰もが住みやすい地域社会の推進に関する事項
- （2）人材の育成、社会人教育、生涯学習の充実にに関する事項
- （3）地域経済の発展と学生の就業促進に関する事項
- （4）防災・減災、防犯、安全・安心に関する事項
- （5）健康増進・スポーツ振興に関する事項
- （6）共同研究及び広報活動に関する事項
- （7）前各号のほか、本協定の目的達成のために両者が必要と認める事項

（経費）

第3条 甲及び乙が連携協力するための経費の負担については、両者協議の上、決定する。必要に応じて、覚書または契約書を別に締結する。

（連絡調整及び定期的な協議）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める事項の円滑な推進を図るため、それぞれの事項について連絡調整に関する担当部課を定めるとともに、定期的に協議を行う。

（協定の期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面をもって更新しない旨の申し入れがないときには、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有する。

(協定の変更)

第7条 甲又は乙のいずれかが協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行う。

(その他)

第8条 本協定に定める事項に関する細目については、別途協議して定める。

2 本協定に定めのない事項及び協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを取り決める。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和3年1月22日

(甲) 尼崎市七松町1丁目23番1号

尼崎市長

(乙) 尼崎市潮江1丁目3番23号

関西国際大学学長